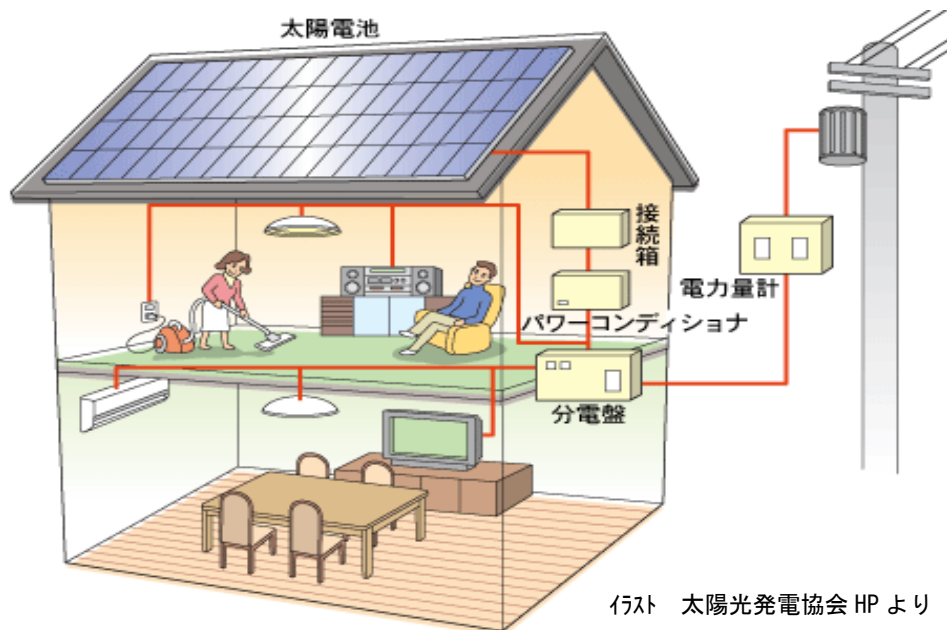


# 住宅用太陽光発電システム設置補助金



**真岡市産業環境部 環境課**  
**(電話) 0285-83-8127**  
**(FAX) 0285-83-8392**

## 真岡市住宅用太陽光発電システム設置補助事業のあらまし

真岡市では、地球温暖化防止と環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図るため、住宅に太陽光発電システムを設置する市民の方に、設置費用の一部を補助しています。

住宅用太陽光発電システム設置補助金の申請については、次のとおりです。

### 〔補助対象者〕

次の要件のすべてを満たす方が対象となります。

- ① 自ら居住する市内の住宅(店舗、事務所等との併用可)に、太陽光発電システム(太陽電池の最大出力 10kw未満)を設置した方。(太陽光発電システム付住宅を購入した方も含みます。)
- ② 電力会社と太陽光発電システムに係る電力受給契約を締結し、系統連系が完了した方。
- ③ 上記①の住宅の所在地に住所を有する方。
- ④ 世帯全員が市税(市民税、固定資産税、軽自動車税など)を完納している方。

※ 補助金の交付は、1住宅のシステム設置につき1回とします。

※ 増設の場合は、過去に補助金の交付を受けたことがなく、太陽電池モジュールのほか、パワーコンディショナを同時に増設する必要があります。また、既設分と合わせて太陽電池の最大出力が10kw未満のシステムが補助対象となります。

※ 太陽光発電システムは、中古品、リース契約によるものは補助対象外となります。

### 〔補助金額〕

補助金の額は、公称最大出力 1kwあたり1万円とし、4kwを上限とします。

※ 出力値は小数点以下第3位を四捨五入し、1,000円未満の補助金額は切り捨てます。

#### 計算例

- ① 公称最大出力 3.533kw の場合 ⇒ 第3位を四捨五入し 3.53kw とする  
 $10,000 \text{円} \times 3.53\text{kw} = 35,300 \text{円}$     補助額 35,000円 (1,000円未満切捨て)
- ② 公称最大出力 4.5kw の場合 ⇒ 4kw が上限のため 4kw とする  
 $10,000 \text{円} \times 4.0\text{kw} = 40,000 \text{円}$     補助額 40,000円

## 〔申請の時期〕

太陽光発電システムの**系統連系日(売電開始日)**の翌日から起算し90日以内に補助金交付申請書に必要な書類を添えて申請してください。

(ただし、90日目が休日の場合は翌開庁日となります。)

## 〔申請手続きの流れ〕

【受付窓口】 環境課 環境対策係(本庁舎2階) 電話 0285-83-8127

申請にあたり、補助の条件、提出書類、事前の写真撮影など、申請手順等についてご説明いたしますのでお問い合わせください。

### ① 補助金交付申請

補助金交付申請書に、次の書類を添えて提出してください。

- (1) 工事期間が明示されている工事請負契約書の写し、又は家屋売買契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 電力会社との接続契約の締結を示す書類の写し
- (4) 系統連系日(売電開始日)が明記されている書類の写し
- (5) 太陽光発電システム設置前後の写真
  - 設置前の写真(住宅の全景)
  - 設置後の写真(住宅の全景、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、接続箱、売電メーター等の付属機器)
- (6) 交付申請手続き等を代行して行う場合は、委任状
- (7) 交付請求書

### ② 交付の決定

交付申請受付後、書類審査と現地調査を実施し、適当と認めたものに対し予算の範囲内において順次決定します。

なお、交付決定した旨の通知書を申請者にお送りします。

補助金は、請求者の口座に支払います。